

事業評価調書

◎基本情報

年度	令和3年	会計コード	10	一般	事業コード	20187
事業名	計量検査事務費					
評価担当課	所属名	市)市民生活部 消費生活課				
	課長名	高橋 博英	担当者名	樋爪 敏明	電話番号	011-846-6681
施策名	主	-				
	副					
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	○ 対象 ● 対象外		
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理					
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助助成 ○ その他				
	目的	短期	計量器の適正な使用と正確な計量の確保を目的とする。			
		長期	適正計量を確保することにより社会経済活動の信頼性と市民の安全で安心な暮らしの実現に資することを目的とする。			
	取組内容	①計量法第19条～第25条に基づく特定計量器定期検査(地方自治法第2条の自治事務) 取引及び証明に使用する特定計量器について、2年毎の定期検査を平成21年度から計量法第26条～第39条により指定定期検査機関となっている北海道計量協会へ委託して実施。 ②計量法第148条～第151条、第153条～第154条に基づく特定計量器立入検査(地方自治法第2条の自治事務) 各種メーターを使用している事業所等へ立入り、有効期限、使用状況の確認、また、灯油用タンクローリーと自動車等給油メーターについては、有効期限、使用状況の確認に加え器差検査を実施				
実施結果	①特定計量器定期検査(1,647事業所、5,326個) ②特定計量器立入検査(20事業所、156,381個) 内訳:都市ガスメーター(1事業所、119,196個)、LPガスメーター(9事業所、26,697個)、LPガススタンド(9事業所、40個)、水道メーター(1事業所、10,448台) ③11月計量強調月間ポスター配布(106事業所、106枚)					
事業実施における工夫点	特定計量器定期検査及び立入検査を効率的に実施するために、市内対象事業所を事前に調査している。灯油用タンクローリー、自動車等給油メーター立入検査及びイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止。					
対象者	取引証明行為を行う者	開始	0年度	終了	0年度	
関連法令・条例・要綱等	計量法及び計量関連法令、札幌市証明等手数料条例、地方自治法(第2条に基づく自治事務)					
他都市の状況	全国の都道府県及び特定市(126市)が同様の業務を行っている。					

◎事業費

(単位:千円)

	令和2年度決算	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	
事業費	30,917	32,262	30,981	32,979	
うち特定財源	6,736	7,327	7,615	6,963	
人工	4.0	4.0	4.0	4.0	
人件費	28,800	28,800	28,800	28,800	
計(事業費+人件費)	59,717	61,062	59,781	61,779	
事業費の内訳	令和3年度決算	特定計量器定期検査業務委託料 23,980千円 計量検査所庁舎総合管理業務 3,300千円 その他 3,701千円			
	令和4年度予算	特定計量器定期検査業務委託料 24,775千円 計量検査所庁舎総合管理業務 3,300千円 その他 4,904千円			

◎検証(振り返り)

活動指標1	指標名	特定計量器定期検査対象事業者数			
	令和2年度実績	令和3年度予定	令和3年度実績	令和4年度予定	
	1430	1823	1647	1342	
活動指標2	指標名	商品量目立入検査対象事業者数			
	令和2年度実績	令和3年度予定	令和3年度実績	令和4年度予定	
	32	93	0	82	
成果指標1	指標名				
	令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績	令和4年度目標	
成果指標2	指標名				
	令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績	令和4年度目標	
項目	判定	理由			
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	特定計量器の定期検査及び立入検査を通じ、適正な計量による公正・公平な商取引を確保し、消費者の社会経済生活の信頼性を維持した。また、検査により不備が判明した場合や市民からの通報・苦情を受けた場合には、速やかな対応により良好な状態に改善し、消費者の不利益の拡大を防いでいる。			
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	自治事務として直営で実施している特定計量器の立入検査において概ね他政令市と同程度の水準を確保していることに加え、本市の地域特性に対応した灯油配送用タンクローリーの器差検査を計画的に実施するなど、公正・公平な商取引を確保するため計画的に事業を実施していることから事業規模は適切である。			
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	特定計量器定期検査は、計量法に基づき指定定期検査機関への委託及び民間事業者の計量士による検査を推奨することなど民間活力を活用して効率的に実施している。また、特定計量器立入検査は計量法により直営の自治事務となっていることから消費者に影響が大きい特定計量器を対象に最小限の人員で計画的に実施している。			
対象者の満足度 (対象者のニーズに応えているか)	A	特定計量器立入検査による不適正の割合はゼロに近く、適正な計量を実現し、消費者の利益保護及び事業者の信頼確保が着実に図られており、対象者にニーズに答えている。			
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外		市民参加結果への対応	<input type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映	
今後の改善点	より一層、適正な計量の重要性・必要性を啓発し、特定計量器定期検査及び立入検査を円滑に推進する。				
前回の評価	● A ○ B ○ C ○ 評価省略対象事業・前年度実施なし				
今年度取り組んだ見直し内容	なし		見直し効果額 (前年度)	0	千円
今回の評価	● A ○ B ○ C ○ 評価省略対象事業・前年度実施なし				
評価の理由	全国一律の計量基準(法定計量単位)による適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与する計量法の目的を達成するよう鋭意努力している。				
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	<input type="checkbox"/> 改善 ● 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 全国一律の基準による計量業務は専門知識及び技術が必要であり、知識の習得及び検査のノウハウを直実に継承し、適正な計量に確保に引き続き努める。			
	予算	<input type="checkbox"/> 拡充 ● 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他 現在の予算は、計量法が要請する全国一律の基準による適正な計量の実現を確保する必要最小限の経費のため。		見直し効果額	0